

補助金の額

事業名	補助率	補助限度額	摘要
装飾街路灯	事業費の3割以内	1基10万円	
LED街路灯	事業費の7割以内	1基15万円	市外の事業者が施工する場合は事業費の5割以内とし、補助限度額は1基10万円とする。
アーケード	事業費の3割以内	—	
共同駐車場	事業費の6割以内	1箇所あたり10台以上の駐車場 2千万円	【条件】 ・補助対象事業費 (1)土地購入費又は借地権取得費及び補償等に係る費用 (2)整地及び設備に係る費用 ・顧客駐車場であること ・駐車場台数は小型事業者の台数値とする ・土地購入の場合は10年間は転売できない ・借地の場合は10年以上の賃貸借契約がされており、かつ10年間は転貸できない
		1箇所あたり20台以上の駐車場 4千万円	
		1箇所あたり35台以上の駐車場 7千万円	
	事業費の2/3以内	1箇所あたり50台以上の駐車場 1億円	
モール化施設	事業費の10割以内	—	モール化施設は、カラー塗装・植樹帯及び湧水等をいう。 【条件】 ・歩道の有効幅員が3メートル以上 ・歩道の総延長が100メートル以上 ・歩道に接する店舗の間口比率が7割以上
共同施設の修繕等	事業費の3割以内	—	
装飾街路灯等のLED灯への改修	事業費の7割以内	1基10万円	市外の事業者が施工する場合は事業費の5割以内とし、補助限度額は1基7万円とする。
装飾街路灯等の電気料	事業費の3/5以内	—	商業団体が維持管理している装飾街路灯等で、電気料の支払いが商業団体の経理を通じて処理されているもの
	深夜点灯分 事業費の4/5以内	—	
	LED灯分 事業費の10割以内	—	